

## 平成 30 年二宮町秋季火災予防運動実施計画

### 1. 目 的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、二宮町内における火災予防思想の一層の普及を図ることによって火災の発生を防止し、火災による死者を一人も出さないことに加え、財産の損失を防ぐことを目的とする。

### 2. 平成 30 年度全国統一防火標語

『忘れてない？ サイフにスマホに 火の確認』

### 3. 実施期間

平成 30 年 11 月 9 日（金）から平成 30 年 11 月 15 日（木）までの 7 日間

### 4. 実施区域

二宮町全域

### 5. 実施機関

二宮町消防本部・消防署・消防団

### 6. 協力機関

神奈川県消防協会湘南支部・神奈川県湘南地域県政総合センター・大磯警察署・神奈川県危険物安全協会連合会・二宮町防火安全協会・神奈川県消防設備安全協会

### 7. 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 乾燥時及び強風時火災発生防止対策の推進
- (3) 放火火災防止対策の推進
- (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

### 8. 消防本部・消防署で実施する事項

#### (1) 広報活動

ア 火災予防運動の実施を広報にのみやに掲載する。

イ オリジナルポスターを作成し、大型店舗等に掲出するとともに、町 HP に掲載する。

ウ 懸垂幕・立看板・のぼり旗等で町民に火災予防運動の周知徹底を図る。

エ 消防車両に火災予防運動実施中のマグネットシートを掲示し、巡回広報を実施して火災予防を呼びかける。

オ 各事業所に防火ポスターを配布し、防火意識の高揚を図る。

カ 防火ポスターコンクール優秀作品を消防庁舎前に展示する。

キ 防災行政無線、二宮町防災ツイッター及び SCN メールを活用し、本運動の周知を図る。(初日のみ実施)

#### (2) 予防査察活動

- ア 特定防火対象物の立入検査を実施する。
- イ 特定防火対象物の消防訓練立会いや防火指導を実施する。
- ウ 大磯警察及び神奈川県湘南地域県政総合センターと連携し、危険物移動タンク貯蔵所等に対する路上査察を実施する。
- エ 住宅用火災警報器の10年交換を啓発するため、住宅防火訪問を実施する。

### (3) 警防活動

- ア 道路事情や消防水利を調査し、災害の発生に万全を期する。
- イ 車両や機械器具等を点検整備し、初動態勢の確立を図る。
- ウ 町内事業所と連携した消防訓練を実施する。

## 9. 消防団の実施事項

### (1) 広報活動

- ア 消防車両に火災予防運動実施中のマグネットシートを掲示し、管轄区域を巡回広報し、火災予防を呼びかけ、地域の警戒に努める。
- イ のぼり旗・防火ポスターを掲示し、地域住民に火災予防運動の周知徹底を図る。

### (2) 警防活動

- ア 道路事情や消防水利を調査し、災害の発生に万全を期する。
- イ 車両や機械器具等を点検整備し、初動態勢の確立を図る。

## 10. 協力機関の実施事項

### (1) 大磯警察署・神奈川県湘南地域県政総合センター

二宮町消防本部と連携して危険物移動タンク貯蔵所等に対する路上査察を実施する。

### (2) 二宮町防火安全協会

- ア 各事業所に防火ポスターを掲示し防火意識の高揚を図る。
- イ 災害発生の防止のため、各事業所で施設の自主点検を実施する。
- ウ 神奈川県消防用設備安全協会と連携し、老朽化消火器の回収及び住宅用防災機器の相談会を開催する。

### (3) 神奈川県消防協会湘南支部・神奈川県危険物安全協会連合会

両協会が作成した防火ポスターの供与を受け、町内の事業所等に掲示する。

### (4) 神奈川県消防設備安全協会

老朽化した消火器の回収及び住宅用防災機器の相談会を行う。

## 住宅防火いのちを守る 7つのポイント

### —3つの習慣・4つの対策—

#### 3つの習慣

- ①寝たばこは、絶対やめる。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

#### 4つの対策

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ②寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。